

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月26日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号
【電話番号】	(03) 6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号
【電話番号】	(03) 6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第64期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役9名選任の件（社外取締役2名含む）

取締役として、北井暁夫、小川達哉、稲葉淳一、正木輝、弓削文孝、細野克宏、宮澤清高、大浦俊夫および吉池達悦を選任する。

<株主提案（第2号議案）>

第2号議案 定款の一部変更の件（株主提案による議案）

株主総会について定めた定款の条項に、以下の条文を加える。

- 1 総会において議長に対する不信任の動議が出されたときは、動議の理由を説明させたうえで採決する。
- 2 総会において株主提案があったときは、提案者の氏名を明らかにしたうえで、提案理由を説明する機会を与える。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案）>

議案	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成率	決議結果
第1号議案 取締役9名選任の件				(注) 1		
北井 暁夫	136,358	41,648	0		76.6%	可決
小川 達哉	140,102	37,904	0		78.7%	可決
稲葉 淳一	158,975	19,031	0		89.3%	可決
正木 輝	158,970	19,036	0		89.3%	可決
弓削 文孝	167,852	10,154	0		94.3%	可決
細野 克宏	167,852	10,154	0		94.3%	可決
宮澤 清高	174,414	3,592	0		98.0%	可決
大浦 俊夫	176,160	1,846	0		99.0%	可決
吉池 達悦	169,821	8,185	0		95.4%	可決

<株主提案（第2号議案）>

議案	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成率	決議結果
第2号議案 定款の一部変更の件 (株主提案による議案)	12,383	165,439	0	(注) 2	7.0%	否決

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上